





(3) 荷さばき施設の位置及び面積 建物南西側／34㎡

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 建物内南西側／12.061㎡

7 店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前9時及び午後9時45分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分～午後10時

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 3箇所／敷地南・東側

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

8 届出の日 令和4年11月21日

9 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

10 縦覧期間 令和4年12月5日から令和5年4月5日まで

11 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

